

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	高 木 一 幸 君	健康福祉課長	中 村 繁 範 君
住 民 課 長	桐 山 浩 治 君	建 設 課 長	小 川 孝 夫 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	中 島 健 司 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	吉 田 守 男 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	乾 豊 君
生涯学習課長	多 賀 清 隆 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	藤 塚 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

日程第4 議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

- 日程第6 議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第9 議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第47号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 幼保一元化に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第14 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、2番 中村ひとみ君、3番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 木村千秋君。

〔決算審査特別委員長 木村千秋君登壇〕

決算審査特別委員長（木村千秋君） では、御報告いたします。

ただいま議題となりました議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月6日から9日までの4日間にわたり開催し、執行部担当所管から必要資料を求めるとともに、担当職員の方からの説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望するものです。

1. 歳出決算において、相当額の不用額が発生している。予算の執行においては、計画的に事業に着手する一方、予算の執行状況を的確に把握し、年度中に発生する新たな行政需要に機動的に対処することができるよう、弾力的な財政運営に努められたい。

2. 自主財源の確保が必要とされる中、町税の収入未済額が増加している。税負担の公平性の観点からも、新たな収入未済の発生を未然に防止するとともに、今後も滞納金の徴収の強化に努められたい。

以上のことを要望し、報告を終わります。

議長（広瀬文典君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第38号 平成22年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 垂井町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

議長（広瀬文典君） 日程第8、議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔 6 番 富田栄次君登壇 〕

6 番（富田栄次君） 最初にお断りいたしておきます。異議の申し立てではございません。確認の意味の質問をさせていただきます。

まず一つは庁舎望楼撤去工事についてですが、以前、私の記憶があるところでは、360度回転の望遠の、監視ではないんですが、そういったものを設置されたということがあったと思うんですけども、いつごろ、どのくらいの費用でやられたかということと、今回これを撤去されるについて、これをそのまま全部壊すのではなく、一部を移転というようなことも聞いておるわけですが、どこにどのように移転されていかれるのか。それともう一つ、いつごろ行われる予定なのか。この庁舎内での事務に何か支障が来ることがあるのか、その点を確認の意味でお尋ねをいたします。

二つ目は、商工費の観光費の温泉設備点検業務委託料のことなんですが、この温泉につきましては、当初、お湯が出てくるまでは管轄が建設課かどこかだったというような記憶があるんですが、お湯が出てから、スタンドというようなことで商工観光ということなんですが、現実を見ましてずっとそのままになっておりまして、観光案内図とかそういったものに、どこかに記載されているのかなというのもあるわけなんですけれども、今の現状を見ると、これは私が専門の業者の方にこんなことを言ってはあれなんです、例えば土木費の朝倉運動公園管理費の委託料とかというようなところの方が適当ではないのかなあというような、なぜ観光費に上がっているのかをお尋ねするものでございます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔 総務課長 永澤幸男君登壇 〕

総務課長（永澤幸男君） 6 番議員の望楼の撤去工事に伴います御質問でございますが、望楼の屋根の上には、御存じのようにライブカメラと申しまして、ホームページに掲示するカメラが設置してございます。

確かこれは平成十五、六年ごろに設置したものだということに記憶しておるところでございますが、その経費につきましては、今ちょっと手持ちの資料を持っておりませんので、至急調査をさせていただきますして、後ほど報告をさせていただきたいと存じます。

それで、カメラの設置場所でございますが、今考えておりますのは、庁舎の西に垂井消防団の分団車庫、それから土地改良の事務所がございますが、その西側に火の見やぐらがございませぬ。そちらの方に設置をしたい。といいますのは、今、望楼塔の高さとほぼ同じぐらいの高さでございますので、そのあたりの高さのところということで今検討しておるところでございますが、そちらの方に向けて検討しております。

それから、この工事についていつごろかということでございますが、工事につきましては、相当経費もかかりますけれども、やはり綿密に計画をとといいますか、設計をしないといけませんので、まず設計を大至急やらせていただきまして、その後、内容によりまして工期については決定をさせていただきたいと存じますので、いつごろからということについては、この場で

お答えすることについては非常にできないということで御理解いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

〔「事務事業に支障はないの」と呼ぶ者あり〕

撤去につきましては、事務事業に支障がないのかということにつきましては、そのあたりは工事業者と十分打ち合わせをしていきますけれども、やはり騒音等出てまいりますので、土・日の夜の工事も想定されます。そういったことで工事業者と打ち合わせをしながら、事務事業に支障がないように配慮して工事を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 6番議員の御質問の中で、温泉施設は朝倉運動公園に設置されて、その予算は今回商工費の観光費で見ていると、どういうことかというような御質問だったと思うんですけども、その件につきましては、確かに設置場所につきましては、朝倉運動公園に御承知のように設置されております。当初から、温泉の関係経費につきましては、商工費の中の観光事業ということで見てきております。

以前、井戸をリニューアルといいますが、出しっ放しではなくて、タンクを設置してくみ上げ量等の明確な数量を把握するというような工事をいたしました。その折に、源泉場所から朝倉運動公園管理事務所まで検針用の電線が走っております。その電線を中電柱等に共架いたしておりますが、共架費につきましては朝倉運動公園の中にある電柱ということで、それは都市計画費の方で見させていただいておりますけれども、トータル的な管理ですね、清掃とかの管理、そういったものも含めてすべて商工費で取り扱っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） ただいまの御答弁で、それでいいのかとは思うんですけども、ただ私自身が理解できないのかもしれないんですが、例えば同じお湯が出ているとして、垂井の泉はやはり観光だろうと思うんですが、今の出ているタンクからいろんなお湯として利用されていくわけなんですけれども、観光と上がっている以上、観光ですかということをお尋ねしたわけでございます。これ以上は結構でございます。

議長（広瀬文典君） 答弁は求めますか。

〔「しっかりせい」と呼ぶ者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 訂正させていただきます。今私が言いました、観光目的かどうか、御答

弁お願いいたします。御声援ありがとうございます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 6番議員の再質問にお答えさせていただきます。ちょっと声が、すみません、かれておるかと思えます。申しわけございません。

なぜ観光費かということでございますけれども、やはりその温泉をより多くの人に使っていただきたい、タンク等設置してやったわけでありまして、当初、垂れ流し状態を何とか改善したい、しっかり管理をしたいということから始まりまして、タンク等でくみに見える方、ちょっと低迷状況ではありますけれども、思いとして、より多くの人に使っていただくという観点からすれば、やはり商工観光の方に含まれるという観点のもとで今まで来たということでございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 私の方から民生費について、確認のためにお伺いをいたします。

留守家庭児童教室、表佐小学校体育館ミーティングルームに移動するということでございます。これはやはり教育施設、小学校費というふうに私自身は感じておりますし、使用目的が留守家庭児童教室ということになるだけの話ではないかなあというふうに思っておりますので、そちらの方での支出ではないかというふうに思っておりますので、明確な御答弁をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 5番議員からの留守家庭児童教室の開所に伴います経費について、民生費で計上させていただいておりますが、教育財産ということから教育費で見るとはどうかということでございますが、過去、この留守家庭児童教室の所管につきましては、教育委員会であった場合もございます。そういった場合につきましては、教育費で支出を行ってあったところでございます。

その後、民生部局の方に所管が移りまして、その後はそういった簡易の修繕等につきましては民生費で対応させていただいておりますが、そういったことにつきまして、実際は教育財産をなぶるときについては教育費ではなかろうかということでございますが、基本的なスタンスといたしましては、教育財産の面積等が増減する場合につきましては、やはりこれは教育費の中で支出すべきことが妥当だというふうにとらえておりますし、当然このあたりにつきましては、県の教育委員会の施設課の方からも指導が入ってくるであろうと認識しております。

ちなみに今回、この学校教育施設を修繕するにつきましては、非常に軽微な修繕でございます。

して、面積まで及ぶものではございません。そういったことから、主に留守家庭児童教室を担当します健康福祉課の民生費の方で責任を持って主体的に事業をすることについて、非常に重要であるというような認識を持っておりまして、そのあたりはやはり当然教育部局との連携もとっていきますが、そういった経緯の中で、過去支出をさせていただいてます。したがって、私の方、財政所管の見解といたしましては、大きく教育財産の面積等を変更する場合には、教育費で支出をさせていただく予定をしておりますので、そういった観点から御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 17ページの教育費の小学校費の工事請負費2,110万円ですか、これは垂井小学校のプールのFRPの防水の取りかえですね。これについて、プール等、各小学校の開放は大体7月20日前後から8月10日までないんですね。昔は夏休み中ずっとプールを開放されておったと思うんですが、できるだけ長く開放するようにまたお願いしたいと、このように思っておりますが、その辺教育長の考えをお尋ねいたしたいと思っておりますし、またプールの開放につきましては、やはりろ過器の点検とか、ろ過器の修理等々もありますし、また水道代もかかっておるわけでございますので、管理費も相当かかるんですね。そんなような形で、ぜひとも私は開放の期間をもっと長くさせていただくようによろしくお願いしたいと思っておりますが、その辺の考えをお尋ねいたします。

それと、18ページの文化財保護費です。これが64万2,000円です。例の喪山古墳の枯れ木の処理ですね。その後についての補植といいますが、新しく植えるのかどうか、その辺もお尋ねいたします。それと同時に、ユニチカ前の松並木、ちょうど松も数本枯れておるような形になっておるんですね。これも町の指定文化財になっておるわけでございます。

そんなような形で、先般、私も建設課の方へちょっと話をしに行ったら、これは文化財のためにということなんですが、松そのものは道路のこま寄せ等々にあるわけでございますが、道路の方で管理していただいて、先日の台風とかそういう形の中で、枝とか倒木になった場合、下に自動車等が事故に遭った場合、保険等の対応はどのようになるのか。これらについても早急に、この松等についての処分といいますが、掃除をしていただきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 11番議員の御質問にお答えいたします。

プールの利用期間を長くしてはどうかということではございましたが、現状からお話いたしますと、過去は夏休みじゅうずっとやっていたこともございましたが、随分短くなってまいり

まして、御指摘のとおりでございます。

そして、このごろでございますが、夏、随分暑くなってきましたので、また一時期よりは長くなってきておりますが、御指摘のように一度検討いたしまして、各学校で利用児童・生徒の数等含めて、利用日数を検討していきたいと思っております。

従来ですと、盆前で大体1人、2人ぐらいしかもう子供が来なくなってきましたものですから、短くなっていったという現状がございます。御理解いただければありがたいと思います。
議長（広瀬文典君） 生涯学習課長 多賀清隆君。

〔生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 11番議員の御質問にお答えをいたします。

喪山古墳の伐採事業についてということでございますが、喪山古墳は、別名送葬山古墳と申しておりますが、この喪山古墳につきましては、周囲約200メートル、高さ40メートルであります。

この山は、古事記、日本書紀に記載されている天若日子伝説の舞台となっている町指定の史跡であります。喪山には杉の木、また雑木が生い茂り、周りの道路等にはみ出しているものが見受けられ、今回特に背の高いトラックなどの交通の支障になるものがあります。そのようなことから、喪山の周囲に生える雑草については、環境美化デーなどの機会において、笹原及び北清水自治会により処理をしていただいておりますのが現状でございます。

今回、自治会の要望によりまして、史跡を管理するため、自治会では処理の難しい喪山の南東側から北側にかけての約150メートルの間、道路側にはみ出しています雑木約40本の枝の処理を行うものであります。また、喪山南側の住宅沿いに腐食しました杉の木3本が確認できましたので、倒木のおそれがあります。そのために、早急に伐採の措置をとるものでございます。

以上です。よろしく御理解賜りたいと思います。

〔発言する者あり〕

いえ、それぞれ処理をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 11番議員の御質問の中で、美濃路の松並木や施設の破損によりまして、通行車両等に損害を与えた場合の対応について、どのように対応するのかということでございますが、もとより、それぞれ市町村につきましては、全国町村会総合賠償補償保険制度に町村会を通じて加入をしております、万が一、美濃路松並木の枯れ枝が通行車両等に落下して破損した場合につきましては、そちらの保険で対応することにしております。

現実には、過去、台風等によりまして、公共施設においてそうした枝が落ちまして、車両等損傷を与えたケースもございます。そういった場合にもこの保険で対応しておりますので、今の御質問につきましても、この保険で対応をさせていただくところでございます。以上ござい

ます。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今、総務課長が道路保険で対応すると言っておられたんですが、教育委員会で管理しているんですね、文化財としての松並木を。生えておるのが道路敷の松なんです、私、考えれば、やはり道路保険等々で当然補償はされると思うんですが、管理が道路管理者じゃないのに、それは保険出るのかなあ。その辺をもう一度お願いしたいと思います。建設課で道路敷で管理しておられる、また文化財の教育委員会というような形で、あちらこちら課がまたがっておるわけですね。先ほども補正の関係で民生費の中でもありましたけど、課にまたがる事業については仕事をやりにくいといいますか、管理がしにくいもんだと今までもいろいろ話がありますし、我々もやってきましたが、できるだけその辺は課を一本に統一していただいて、管理のしやすいような方向でお願いしたいと思っております。その辺、町長の考えをお願いします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 11番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、松の保険に関してでありますけれども、トータルの対応になりますので、すべてのものに対応するという形になりますので、管理というか、建設課所管でありまして、これは保険対応ができるというふうに理解をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、所管がまたがるということでございますけれども、一義的に松が指定文化財としてずっと指定されてきて、その文化財としての管理、やはりこれは生涯学習、教育部局で行ってきております。それがたまたま道路にあるという形で、それを道路の建設で管理するかというと、文化財の管理まではなかなか難しいところがございます。そういった形の中で、これはあくまで内部の連携によってくるものだというふうに思っております。

今、議員が多分御心配なのは、仮に事故があった場合に、だれがどこで対応するんやというようなことの御心配かと思いますが、そういった場合に、できるだけその事故の発生に対して速やかに対処できるように内部連携をしっかりとっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 平成23年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 続いて日程第10、議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 平成23年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は9時50分といたします。

午前9時40分 休憩

午前9時55分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

先ほどの質疑の中で、答弁が後からという部分がありました。よって、答弁を許可いたします。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 6番議員のライブカメラの設置の経費でございますが、平成16年に

設置をいたしております、105万5,000円ほど経費がかかっております。よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

日程第11 議第47号 教育委員会委員の任命について

議長（広瀬文典君） 日程第11、議第47号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

〔8番 木村千秋君退場〕

〔教育長 渡辺眞悟君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第47号 教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 渡辺眞悟氏の任期が9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

〔8番 木村千秋君入場着席〕

〔教育長 渡辺眞悟君入場着席〕

日程第12 幼保一元化に関する調査特別委員会の設置について

議長（広瀬文典君） 日程第12、幼保一元化に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

幼保一元化に関する調査については、12人の委員をもって構成する幼保一元化に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員をもって構成する幼保一元化に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました幼保一元化に関する調査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、藤埴理君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、栗田利朗君、丹羽豊次君、小林敏美君、衣斐弘修君、以上の12人を指名いたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12人の諸君を幼保一元化に関する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩中に幼保一元化に関する調査特別委員会が開かれ、委員長に栗田利朗君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（広瀬文典君） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

文教厚生委員長から、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、文教厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、文教厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14 議員派遣の件

議長（広瀬文典君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました、議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成23年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時03分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功